

障害者総合支援法見直しにおいて、その制度の拡充を求める意見書

2014年1月に日本政府は障害者権利条約を批准しました。障がいのある人には障がいのない人と同水準の権利があることをうたった条約です。この条約の批准に障がい当事者や関係団体は大いに期待を寄せました。また、今年4月から障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法も施行されました。

そうしたなか障害者自立支援法にかわって2013年度から施行されている障害者総合支援法（以下、総合支援法）附則第3条に基づく見直しがなされています。

今回の総合支援法の見直しは、法施行3年目の部分的な「改正」ではなく、法の誕生の経緯、2010年国と障害者自立支援法違憲訴訟団がかわした「基本合意」や障がいのある当事者や関係者の総意で取りまとめられた障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」や障害者権利条約をふまえたものでなければなりません。

しかし、総合支援法の見直しにあたっては、人として尊厳をもって生きるために必要な支援に対して応益負担のままだされています。

また、65歳になると介護保険優先原則のもとで、これまで受けられていた支援が受けられなくなる事態がみられます。所得保障が不十分ななかで、親や兄弟などの支援がなければ、地域で暮らすことが困難な状況が続いています。

以上のことを踏まえ、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人が他の者との平等を基礎として地域で安心して暮らせるようにするという障害者権利条約の趣旨を実現する観点から、以下の事項を要望します。

記

1. 障害者権利条約を受け入れた国にふさわしく、国の責任で以下の制度をつくること。
 - ・ 障がいに伴う必要な支援は、原則無償で利用できるようにすること。
 - ・ 障がいのある人が65歳になっても引き続き障がい福祉サービスを利用できるようにすること。
2. 障がい者関連予算を少なくとも先進国の平均レベルまで引き上げること。

以上地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。

平成28年6月30日 提出

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

奈良県香芝市議会